

文教福祉委員会

平成28年9月21日（水）
午前9時01分～午後5時25分
議会第2会議室

【出席委員】重松 徹委員長、松永憲明副委員長、永渕史孝委員、村岡 卓委員、
山口弘展委員、白倉和子委員、江頭弘美委員、福井章司委員

【欠席委員】高柳茂樹委員

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・社会教育部 東島教育長、江副社会教育部長
- ・こども教育部 藤田こども教育部長
- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○重松委員長

これより文教福祉委員会を開会いたします。

なお、高柳委員が欠席されるとの連絡が入っておりますので、報告いたしておきます。
ちょっと熱があるということです。

それでは、初めに当委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付しております審査日程案で進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしでございますので、この審査日程どおり当委員会に付託されました議案について審査したいと思います。

なお、付託案件の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出てください。

それでは、日程に基づき、付託議案の審査を行いますので、社会教育部以外の職員の方は退席いただいて結構でございます。

◎関係職員以外退席

○重松委員長

それでは、社会教育部、それと協働推進課を含む議案審査を行います。

まず、第73号議案 平成28年度佐賀市一般会計補正予算（第2号）中、第1条（第1表）
歳出第10款関係分の審査を行います。

それでは、執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第73号議案 平成28年度佐賀市一般会計補正予算（第2号）中、第1条（第1表）歳出第10款関係分 説明

○重松委員長

それでは、ただいま第73号議案の説明が執行部からありましたけども、この案件について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思っておりますけども。

○白倉委員

1点お願いします。55ページの社会教育推進事業費なんですけれども、今回3つの事業ということなんですけども、その内訳を教えてくださいのと、それぞれが10分の9の支援があるということなんですけども、それぞれの金額と希望額自体はもともと認められたんですか。もちろん希望額を出してこられて精査をされて、その事業費の10分の9ということでしょう。それが2点目。

それともう1点が、この地域まなび合い事業に関しては、希望団体も結構あろうかと思うんですけども、どういう方法でこの3事業が選ばれたのか、手挙げ方式か募集されたのか。その3点お願いします。

○鶴協働推進課長

まず1点目は、この150万円でございますけれども、3館分ということで、公民館分で県のほうから募集されているのは上限額が50万円でございます。補助対象経費の上限額は50万円でございます。上限額の50万円いっぱいいっぱい申請をしております。

3館それぞれの事業費が50万円ということで、上限いっぱいの事業計画を組んでおり、申請をしております。

それから、あと1点よろしいですかね。募集ですけども、市のほうで31公民館全てに募集をかけた上で、手が挙げた手挙げ方式ということで、3館と決定しております。

○白倉委員

ということは、公民館に投げかけられたということですね。その手を挙げたのが3館だったということですか。もっとあったんですか。

○鶴協働推進課長

市のほうに募集があっているのは、県のまなび課を通じまして、協働推進課にございまして、公民館を対象に募集しますよということでお話があっておりますので、31公民館に照会をかけております。照会をかけているのは、31公民館全てに声かけをしております。それで要望があったのが3館ということでございます。

○村岡委員

済みません。参考までにお聞かせください。

桜マラソンは、4月から3月の開催ということになりました。2週間足らずの差ではあると思うんですけども、3月に開催されることで、今までの経済効果とかと何か変わってくるような点があるのか。あとこれは、たしか3月開催は交通規制とか、引っ越しの時期で

もあるのですということで、なかなか踏み切れなかったというのもあったと思うんですけども、そういった点というのは、2週間ずらしたことで結構クリアになったのでしょうか。

○稲富スポーツ振興課長

1点目の経済効果につきましては、3月に変わるということで、この算出が、県外、県内の参加者が宿泊に伴うところで経済効果を計算しているところでありますので、今のところは経済効果に影響があるとはちょっとこちらのほうで推測としてはわからないところでございます。

2点目の時期をずらしたということですが、もともとはこの時期をずらした理由としましては、選手の健康管理ということで、暑い4月よりも、2週間前倒して少しでも暑くない状態ということであります。先ほど委員が言われたような引っ越しとかなんとかということではなくて、健康管理ということで2週間ずらしています。

確かに年度末の3月の末ということは、引っ越し等が多いということで苦慮されておりましたけれども、2週間前であれば、引っ越し等ということでは少しは緩和されるかということと考えております。

○スポーツ振興課副課長兼スポーツ係長

ちょっと補足で、経済効果の件なんですけれども、この時期、3月は佐賀城下ひなまつりが佐賀市でありまして、商業振興課、観光振興課のほうともその佐賀城下ひなまつりとタイアップした取り組みができないかということで、話し合いを今からするという形で持っていっております。佐賀市内にたくさん、1万人のランナーの方に来ていただきます。また、応援者の方にも来ていただきますので、3連休ということもありますので、なるべく3連休目いっぱい来ていただきたいとも考えていますので、そういう形で経済部のほうとも話し合いを行っていきたいと思っております。

もう一つですけれども、交通規制については、3月の最終日曜日、1週間前になりますと、やはり大規模な交通規制はちょっと無理というか、引っ越し関係の業者とも話し合いをしました結果、2週間前ということで、了解というか、話し合いをさせていただいて、今回3月19日という形で関係団体とは話し合いをした結果になっております。

○重松委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

以上で第73号議案の審査を終わります。

次に、専決処分の第12号報告について説明をお願いいたします。

◎第12号報告 専決処分の報告について 説明

○重松委員長

ただいま執行部より専決処分の報告がございましたけれども、この案件について、委員の

皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思いますけども、よろしいですか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

以上で社会教育部に関する議案審査を終了いたします。

社会教育部の職員は退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部入れかわり

○重松委員長 それでは、続いてこども教育部の議案審査に入ります。なお、緑化推進課も含まれますのでよろしくお願ひします。

それでは、まず第83号、第84号、第87号及び第88号議案を一括して審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第83号議案 西与賀小学校校舎耐震補強・大規模改造（建築）工事請負契約の締結について 説明

◎第84号議案 金立小学校校舎耐震補強・大規模改造（建築）工事請負契約の締結について 説明

◎第87号議案 佐賀市立若楠小学校校舎耐震補強・大規模改造（建築）工事請負契約の締結について 説明

◎第88号議案 佐賀市立城北中学校校舎耐震補強・大規模改造（建築）工事請負契約の締結について 説明

○重松委員長

ただいま4件の小・中学校の校舎耐震補強・大規模改修工事の説明がございましたけども、この案件について、委員の皆様から何か御質疑等がございましたら、お受けしたいと思いますけども。

○山口委員

この再入札分なんですけれども、再入札になって1回目のときの予定価格というのは公表されておられません、再入札の後、この2物件が87号、88号として落札されて、その際に予定価格が出てきているわけなんです、この2回目の予定価格というのは、1回目の予定価格と比べて、金額は出せないと思いますけれども、高くなったのか、逆に安くなったのか、そのあたりも公表はできませんか。

○三島契約監理課長

当初の予定価格でございますが、先ほど委員がおっしゃったように、正確な数字といったところではちょっと公表しておりません。落札業者が決定した後に公表するという事になっております。それで、外構工事、あるいは準備工事といったものを別発注にさせていただいているというような関係もございまして、詳細な数字については、ちょっとここでは御容赦いただきたいと。

それで、大まかなところでの金額ということでお話をさせていただきたいと思ひます。

若楠小学校につきましては、大体の予定価格、税抜きで申し上げますと、5億7,000万円ほどでございます。それから、城北中学校でございますけれども、予定価格、税抜きで3億2,000万円ほどということになっております。

○山口委員

今言われたその税抜きの価格というのは、再入札する前の金額というふうに受けとめてよろしいでしょうか。

○三島契約監理課長

再入札する前の、当初入札不調になった案件の予定価格でございます。税込みの価格で申し上げます。若楠小学校が税込みで6億1,000万円、城北中学校が税込みで3億4,000万円。

○山口委員

議案質疑とまらないような範囲でちょっと一般質問をさせていただいたんですが、1回目の落札企業と再入札後の落札企業というのは、当然中身が変わってくる。それで、設計見直しの概要に関しては、恐らくなんですけれども、増額の見直しの部分で一番大きい部分というのは、③番、④番、仮設校舎にかかる経費等の見直しというのが結構企業にとっても大きかった部分なんです。

ですから、その部分で1回目の応札をされた企業からしてみれば、もうその時点で何千万円という差があった、それが応札金額に出て、結局それ以上は下げることができないということで、入札辞退になったわけです。

ですから、そのあたりを少し勘案されて、再入札をしていただいたと思うんですけれども、要は、1回目に落札をした企業と再公告後に落札をした企業で不平等というものが絶対にあってはならないんじゃないかなと思いますので、やはり、2回目の中身の基準に合わせて、1回目の企業から、もし、そのあたりの修正等で——具体的に言うと設計変更等の希望が出た場合は、どのような対応をされる予定なのか、そこを教えてください。

○樋渡建築住宅課長

仮設について、まず熊本への応援体制というか、そちらのほうに人件費がとられるということで、この2社について、それぞれの見積もりをとったところに確認をいたしました。

その結果、片方は影響がない、片方は影響があったということで、それぞれ見たり見なかったりしていますけれども、仮設校舎にかかわる4番の間接工事費の対象となる期間の見直し、これにつきましては、佐賀県からの説明会が7月末にあったところなんですけれども、国に準じて取り扱うということで、うちも8月1日付でこの経費の見直しを行っております。

それで、この経費の見直しについては、当然この4社とも、4つの案件とも、議決を経て10月から着工することになりますので、その辺では不公平感が出るのかなと思っておりますので、その辺については検討を進めていきたいと思っております。

○山口委員

済みません。そしたら最後なんですけど、こういった小・中学校の耐震補強・大規模改

造というのは、もうしばらく物件が残っていますよね。それで、恐らく平成29年度にもまた発注がかかると思うんですけども、発注をかけるのはいいんですけども、今回のケースとかを見ていて、特にA級でJV案件とかになると、例えば今回の4物件の工期からして、本当に応札できる業者がどのくらい残るのかなど。手持ち工事制限が当然あるわけですから、そのあたりは、今回の4物件の工期とかを含めて、次年度発注分というのは影響はないのでしょうか。

○三島契約監理課長

委員御指摘の手持ち工事制限とか、もろもろの制限といったものをかけさせていただいております。それで、今、建築一式につきましては、手持ち工事制限をかけておりますのが、単体案件に関して手持ち工事制限をかけさせていただいております。それで、JV案件につきましては手持ち工事制限をかけておりません。

といいますのが、我々もこの建築に関して手持ち工事制限を設けるときに、やはり学校とか、あるいは住宅であるとか、もろもろの大規模工事というのが、ある程度想定をされていたところがございます。そういったところを踏まえまして、JVについては手持ち工事制限をかけていないと。そこで、ある程度業者の確保といった部分はできるのではないかと今のところ考えております。

○白倉委員

同じ件なんですけれども、設計見直しの分ですね。87、88号議案に関してなんですけど、減額見直しのほうですね、外構工事と準備工事。これに関して10月上旬とだけで言われたのですが、どういう方法でされるのかですね。議案勉強会では入札というふうに言われたんですけど、いずれにしても、議会にかかる金額になるのかどうかですね。1億5,000万円でしたかね。それになるのかどうか、ちょっとはっきり言えないところもあるんでしょうが——というのが、何でこんなことを聞くかと言いますと、随意契約にならないのかということですね。議案勉強会のときは入札と答弁されましたので。

それで、準備工事自体は、本工事をとったところと密接に関係してくると思うんですよ。外構はまあ、後のこともあるのであれなんですけど、そういったところの減額見直しの2つの工事について、ちょっと考え方を示していただけますでしょうか。

○三島契約監理課長

外構工事と準備工事につきましては、10月上旬に業者を決定する方向でということで、先ほどもお話をさせていただきました。それで、勉強会の折にも競争入札等で決定をさせていただくと。私どもは、金額に応じたところで、例えば1,000万円を超えれば一般競争入札、それ以下であれば指名競争入札あるいは随意契約といった形での発注という形になってまいります。

今回の部分につきましては、現在、建築住宅課のほうでこの分を別案件という形で設計をやっております、その金額に応じた形での競争入札、あるいは金額がもし100万円と

か、かなり低い額になれば、その場合は随意契約といったことになってくるかと思っております。

○白倉委員

それと、87号議案に関してなんですが、これは議案勉強会の際にもちょっと出ていたんですが、落札率100%というのが極めて珍しいと私は思うんですね。

当然、87号と88号議案は、前回の83号、84号議案の分と入札日が違いますので、もっと応札業者があってもいいのかなというふうな気もしながら資料を見ているんですが、改めて、落札率100%というのが過去に例があるのか——結果こうだったと言えどもそれまでなんですが、その辺の考えをちょっとお願いいたします。

○三島契約監理課長

落札率100%というのは、私もこういった大きな案件ではなかなか記憶がございません。

ただ、この間ちょっとお話をさせていただいたんですけども、通常、委員の皆さんも御存じのように、最低制限価格での入札で、10社、20社でのくじといったような状況もございます。そういったところからすると、その逆のパターン、いわゆる100%の数字というのも、ある程度業者の方は把握なさっているのかなと。

それで、先ほど今回の入札不調等の原因につきまして、人手不足、あるいはそれに伴う資材の高騰とか人件費の高騰、そういったことを申し上げさせていただきました。そういったところを踏まえて、今回は最低制限に近い額ということではなくて、可能な限り上のほうの予定価格に近い価格での落札になった結果であるというふうに考えております。

○松永憲明副委員長

83号と84号議案と、それから、あと追加されました若楠小学校、この3つの小学校の契約金額が、西与賀小学校が6億4,600万円、金立小学校が5億1,600万円、若楠が6億4,700万円で、この西与賀小学校と若楠小学校はほぼ学校規模は同じなんですよ、14クラスぐらいなんです。金立小学校が11クラスなので、3クラス違うんですね。

3クラス違って、その差額が1億3,000万円の契約金額の違いがあるんですけども、どうしてそういったことになっているのか、わかれば教えてください。

○建築住宅課参事兼建築二係長

クラス数は現在11とかに減っておりますけど、改修するのは1棟すべての面積を行いますので、保有している面積が今ほとんど同じぐらいのがあります。

それで、金立だけは管理棟が小さいので、その分で面積に差がありますので、今のところ、面積的には、学校としてほとんど同じような単価設定みたいな形でできておりますけれど、クラス数に関係なく、今ある全ての中とか外を改修しますので、単価差はクラスではちょっと出していないというか、面積全てで工事を行いますので、そういうふうな差が出ております。

○重松委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

これをもちまして、第83号、第84号、第87号及び第88号議案の審査を終わります。

次に、第73号議案を審査いたします。執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第73号議案 佐賀市一般会計補正予算(第2号)中、第1条(第1表)歳出第3款及び第10款関係分、第2条(第2表)学校給食調理等業務委託料 説明

○重松委員長

ただいま執行部より第73号議案の説明がございましたけども、委員の皆さん方から何かこの件について、御質疑等ございましたらお受けしたいと思っておりますけども。

○山口委員

先ほど御説明があった53ページで、工事請負費の増額が1億5,800万円なんですけども、当初よりも経費等のアップと、それともう一つ、空調機の増設というようなことを言われましたので、この1億5,800万円の内訳をもう少し詳細にお願いします。

○今井こども教育部副部長兼教育総務課長

実は、教室が当初予算を計上したときよりも26室ふえております。少し具体的に申し上げますと、普通教室と特別教室が37室ふえ、特別支援教室が15ふえましたが、一方で管理棟については当初より26室少なくなり、合わせまして26室ということになります。ふえた分と減らした分で相殺して26室の増ということでございます。

それから、空調機本体については、1基当たり約10万円程度増額になっております。冷媒管という管がありますけど、その上昇率が約2.6%増、それと、キュービクル等の設置に関してが1校当たり約65万円の増。それから、人件費につきましては、普通一般的な人件費が11.3%増、機械関係で約7%、電気関係で2.4%増ということがございまして、今回、このような補正をお願いしております。

○山口委員

そしたら、それぞれお伺いしますけれども、空調機の増がトータルで26室増で、逆に減らした教室もある——教室かどうかわかりませんが、減らした部屋もあるということなんですけれども、そこを逆に減らしちゃってよかったのかなというのが1つですね。

それと、要は空調機が1基当たり10万円増というのは、もともとの金額が幾らだったのか、いきなり10万円増というのは、ちょっとやっぱり考えにくいなというのがあるんですね。しかも、1基、2基じゃなくて、グロスで大量発注しているわけですから、それでなおかつ1基当たり10万円も上がったという理由がちょっといまひとつわからないんですが。

○今井こども教育部副部長兼教育総務課長

済みません。管理棟の分が減っておりますが、実は管理棟につきましては、以前から空調機が設置されておまして、当然年数がすごたっている部分もございまして、その分を精査して、古いものから順に交換をしていくということで、今回、全然発注しないわけじゃないんですが、その分を精査して、今回、3年間かけて、小学校、中学校に設置する関係もございまして、その辺をちょっと、まだ使用できる空調機がございましたので、その分で——もちろん途中で故障等が出てきたら修理もありますし、もしかえないといけない場合は当然即座に対応するんですけど、当面、管理棟についている部分については維持できるというふうに判断したために、26室については減らしているという状況でございます。

○重松委員長

ちょっと待って。あと1点。10万円増について。

○教育総務課施設係員

予算要求時の設計時点において、赤松小学校の標準的なタイプを基礎根拠として予算を組んでおります。実際に学校に入って設計をしていく中で、いろいろタイプというか、室外機の置き方とかでタイプを変えていかななくてはいけなくなったりして、実質10万円ぐらいの単価差が出てきたという……

(発言する者あり)

一般的な分が天つり型の分で、今……

○重松委員長

金額を言わんですか。

○教育総務課施設係員

1教室当たり40万円ほどと見込んでいたんですけども、実施設計する中で、平均的にタイプはいろいろありますが、50万円程度になったということです。

○今井こども教育部副部長兼教育総務課長

今の分にちょっと補足ですけども、一般的な教室の広さと、特別教室、例えば音楽室などでは、少しサイズが大きくなりますので、普通教室だったものを大きくすると、当然質量というのが大きくなるので、そういうのも若干影響しております。その数が先ほど言いましたように、特別教室がふえたり、特別支援教室の分がふえたりしていますので、その分でちょっと当初の単価よりも大きいやつに変えたということもございまして、それともう一つには、赤松小学校の実績で見積もりということを今申し上げましたが、去年の予算を組む際に、先ほども説明しましたが、過去のデータをもとに当然予算見積もりを、実績に基づいてちょっとやっていることがありまして、赤松については、実際今度に比べると2年ぐらい前のデータをもとにやっているということもございまして、若干その物価上昇も含まれているというふうには考えております。

○教育総務課施設係長

さらに補足したいと思いますけども、赤松小学校が割と室外機を置きやすい学校であったために、室外機はそのまま置けたんですけども、ほかの学校では室外機を屋上に上げなければいけないとか、室外機が置けないような学校も出てきたりして、室外機が置けないとどうしても冷媒管が長くなって、管自体も長く必要になりますし、工事費も余分にかかってくるというのもありまして、そういう工事のしにくさも学校ごとに出てきまして、たまたま赤松小学校がすごく工事がしやすい学校であったためにほかの学校が平均的に上がってきてまして、平均すると10万円アップになっているという状況でございます。

○山口委員

そしたら確認なんですけど、管理棟の空調を26部屋減らしたというのは、あくまで今回の予算ではその分減らしたけれども、今後やっぱり、古くなった分は更新といいますか、新しくしていくという認識でよろしいでしょうか。

○今井こども教育部副部長兼教育総務課長

今、委員おっしゃられたとおり、当然年数がたって、機械等も古くなってきますので、順次更新をしていくというふうに考えております。

○松永憲明副委員長

さっき言われたのは、教室のほうか56ふえた。

(「26」と呼ぶ者あり)

26ですね。そして、26管理棟が減ったと。どっちなんですか。

○今井こども教育部副部長兼教育総務課長

済みません。もう一度申し上げます。普通教室、特別教室、合わせて37教室をプラスしております。それから、特別支援教室がプラス15でございます。

今、合わせて52になっておりますが、管理棟の分が26減りましたので、トータルで26と。ふえた分と減った分を相殺して、今回ふえたのは26室になります。

○重松委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

以上で第73号議案の審査を終わります。

次に、第11号報告について説明をお願いいたします。

◎第11号報告 平成27年度佐賀市一般会計継続費精算報告書の報告について 説明

○重松委員長

ただいま執行部から第11号報告がございましたけども、この案件について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお願いします。

○山口委員

済みません。教えてください。これの見るところというのは、それぞれ小学校、中学校ごとに、一番下の計のところ、年割額があつて、支出済額があつて、年割額と支出済額の差と。事業予算として、一番上でいきますと6億2,700万円あつて、実際に支出したのが6億1,600万円で、差額が1,100万円。これは工事ですよ、何かの事業をやつてプラス・マイナスになったということではなくて、工事として約1,180万円余つたということですか。

○教育総務課施設係員

決算の入札残等という形になってきます。入札残とか、不用額の決算額の残額ということで、差額のものですね。

○重松委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

それでは、次に第13号報告の専決処分についての説明をお願いいたします。

◎第13号報告 専決処分の報告について 説明

○重松委員長

ただいま第13号の専決処分の報告がございましたけども、この件について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思っておりますけども。

○白倉委員

以前にもこういった例がほかの学校でもあつたりして、結果、フェンスをちょっと高くするとか、いろんな防護策も同時に考えてされたように思うんですが、この場合、もう本当に飛んでいって、相手が車だったらあれなんです、人に当たることもあり得ますので、そのこの現地の状況がよく把握できませんが、何かこういうことが次にまた起こらないように、何か話し合いとか対応策とかはとられたんでしょうか。

○梅崎学事課長

今回につきましては、複数の生徒が並んでフリーバッティングを行つておりました、もともと通常の学校側の指導としましては、そのフェンス側のほうにボールが出ないような形で、方向性等を考慮した上でフリーバッティングを行つていたんですが、そのときに先生からきちとした指導ができていなかったということで、打球の方向を配慮した練習を行つていなかったということでボールが出たものです。

今後、今までどおりにその方向性とか、ボールが出ないような方向で練習をやるとか、それから、飛ばないようにボールもございまして、そういったものを利用する。それから、サッカー部の練習との兼ね合いも隣でありますので、その練習時間帯のかげんをしな

がらというので、今後、対応していくということで学校のほうから報告をいただいております。

○白倉委員

生徒の練習中のことですので、例えば、東与賀中学校なんかのときに対応されたみたい
にフェンスを継ぎ足して少し高くするとか、そういうふうなことはしなくて大丈夫なんで
すか、教育委員会としては。

○梅崎学事課長

今言われたとおり、フェンスの高さについて、どうしても問題として挙げられてくるん
ですが、市内の学校のフェンスは大体が8メートルから10メートルぐらいということで、
フェンスの高さについては基準はございませんけれども、今のところ鍋島中学校も8メー
トル以上あるということで、その分につきましては、特別にフェンスについては、その対
応については考えておりません。

○江頭委員

僕も状況は全然わかんないんだけど、例えば、こういう類いの事故があった場合に、現
場の声というのが一番なんだろうけど、何か話を聞いていて、それより施設をきちっとし
なければ、こういう事例はいっぱいまた出てくるんじゃないのかと。現場から言わせると、
フェンスの高さとか、そういう整備のほうが先でしょうと。今、指導と言われたけども、
フリーバッティングのときにどういう形でやっているのか、その指導がまずかったみたい
に言われるけど、ふだんやっている形で多分やられて、たまたま超えてそういう形になっ
たんだろうと。

それから、飛ばないボールを使うとか、そんな現場の言いわけを並べるんじゃなくて、
僕は整備のほう先だと思う。そうしないと、こんな事例っていっぱい——今回のこれは
偶然的な話だから、本当に人身事故でもあったら大変だから、そういうときに賠償を求め
られるときは市なんですよ。だから、そういうときは整備という部分が一番問われるんだ
と思うから、その辺はもうちょっとやっぱり、本当に全学校の施設を——あなたたちは財
政的な話をすぐ考えるんだろうけど、これこそ、やっぱり事故が起きない対応をちゃんと
やるべきと、こういう事故を教訓に調べたほうがいいと思うんですよ。僕は、今の考えて
いないという答弁はどうも納得いかんと思うんですけどね。

○今井子ども教育部副部長兼教育総務課長

今回の練習の方法について聞きましたら、バッティングをするときにずらっと数人並ん
で同じように打っていたということがあって、フリーバッティングとかをやる場合には、
恐らく方向だとかそういうのを考えてやる練習で大体やると思うんですが、そのときはず
らっと並んで、ちょっと何人だったかというのは、私も現場におりませんでしたので
ちょっと確認をしておりますけれども、そういう練習の方法を今回少し変えることで、防
げるんじゃないかということで考えております。

フェンスの高さについては、ほかの学校と遜色ない程度の整備をしておりますので、当然委員おっしゃられるような危険もございますが、この辺が高さを何メートルすればいいかというのももちろん出てくると思いますので、これが頻繁に起こるようであれば、当然それはもう施設の問題だろうと思うんですが、今回はちょっと練習の方法を変えることで防げるのではないかというふうに判断したということで、今回については、フェンスを1メートル高くするとか2メートル高くするというような整備のほうは今のところ考えていないということでございます。

○松永憲明副委員長

たしか鍋島中学校の南側にフェンスはなかったですね。南側はないんですよ。東側のほうはあったかもしれませんが。だから、どこから打つとったのかというのは問題があるかもわかりませんが、お尋ねしたいのは、過去こういった事例が何件ぐらいあったのか、把握されておりますか。

○梅崎学事課長

平成24年に1度ございました。そのときも出たんですけども、そのときもきちっとした学校の指導と、フェンスの話もあったんですけど、今の状態と変わらないということで、瑕疵は認められないということでありました。

その前の分についてはどれぐらいあったかわかりませんが、一番近いやつは、平成24年のときに1度あったことがございます。

○松永憲明副委員長

鍋島中学校も含めて、佐賀市の学校で。

○今井こども教育部副部長兼教育総務課長

今の件数の回答ではございませんが、先ほど副委員長がおっしゃった鍋島中学校の南側にも8メートルのフェンスがございます。済みません。件数については、少しお待ちください。

○重松委員長

じゃ、件数をちょっと調べてから提出できますか。

○梅崎学事課長

それでは、今回その損害保険の関係の部分で件数がどれぐらいあったのか、調べられたら調べてみます。

○重松委員長

保険じゃなくて、学校から上がった分ですよ。そういったフェンスを超えて、ボールが車とか……。

(発言する者あり)

保険がやっぱり出た分でしょうね。

じゃ、保険の出た分でわかりますか。

○梅崎学事課長

それでは、ちょっとこちらのほうで、こういった形で計数が出るか調べてみます。

○重松委員長

きょうじゅうに提出をお願いします。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

以上でこども教育部に関する議案審査を終了いたします。

こども教育部の職員は退席いただいて結構でございます。

◎執行部退室

○重松委員長

それでは、続いて保健福祉部の議案審査をいたします。なお、市民生活課も含んでおります。

それでは、第80号議案を審査いたします。執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第80号議案 佐賀市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 説明

○重松委員長

ただいま佐賀市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について執行部より御説明がございましたけども、この案件について、委員の皆さんから何か御質疑等ありましたらお受けしたいと思いますけども、ないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

以上で第80号議案の審査を終わります。

次に、第81号議案 佐賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第81号議案 佐賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 説明

○重松委員長

ただいま佐賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明がございましたけども、この案件について何か委員の皆さんから御質疑等ございましたらお受けしたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

これで第81号議案の審査を終わります。

次に、第73号議案を審査いたします。執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第73号議案 平成28年度佐賀市一般会計補正予算(第2号)中、第1条(第1表)歳出第

3款関係分、第4款第1項、第2条（第2表）休日夜間こども診療所等移転整備事業 説明

○重松委員長

ただいま執行部より第73号議案の説明がございましたけども、この案件について、委員の皆さんから何か御質疑等がございましたらお受けしたいと思っておりますけども。

○山口委員

高齢者在宅福祉費のことでお伺いをしたいと思います。

保健福祉の3番目の資料、別添の資料なんですけど、2番の概要のところそれぞれの事業費であり補助金等の資料があるわけなんですけど、例えば、上のほうからスプリンクラーの設置一式だとか消火ポンプユニットスイッチ一式というこの金額の妥当性というのは何か特別チェックをされているんでしょうか。基本的には、これはそれぞれの事業所で業者をお選びになって設置をされる。それに対して幾らの補助というような形で、要は、これを出すほうの何と言うかな、チェックというのは、その時点では多分入っていないんじゃないかなと思うんですけど、補助を出しっ放しじゃなくて、この金額が本当に妥当なのかというようなチェックというのはどのようになっているのかお示してください。

○江頭高齢福祉課長

事業概要ということでここに掲げております金額は、委員御指摘のとおり施設のほうで設計などを頼まれたその金額でございます。

その妥当性ですけれども、この補助金というものが平米当たりの単価で支出額が決まっておりますので、まず、その範囲内か外かということでございます。

それを超えた分は当然施設が負担をされますので、超えた分については、事業者が負担されるということが前提でちょっと審査をいたしますけども、基本的に今の段階では、提出された平面図で施設の概要、施設の部屋ごとの何といいますか、使用状況などを確認させていただいて、それがスプリンクラー設置の対象になる部屋かどうかということで審査をしております。

そして、助成金額については、これはもう単純に認められる部屋の平米掛ける補助単価ということで出しておりますので、今、巨勢町の施設にしても、鍋島三丁目の施設にしても、補助金額助成額を超える金額での設計がなされておまして、その妥当性については平面図で確認させていただいているところでございます。

そして、最終的には、これは補助の確定のときには、実際の支払われた金額などを確認させていただいて、助成の範囲内であればそれは減額になりますでしょうし、同じように予定どおりの事業費で助成額を超えた場合であれば満額助成することになると考えております。

○重松委員長

よろしいですか。

○山口委員

今の御説明によると、単純に平米当たりの単価で平面図を見ながらというようなふうには聞かえなかったんですが、例えば、スプリンクラー1基が大体相場的に幾らぐらいするものなのか、その設置工事一式で大体幾らぐらいするものなのかというようなところの検証というのは、もう今の説明でいくとないのかなという気がしているんですが、これは非常にうがった見方で申しわけないんですけども、事業者さんがその辺の工事をされるわけですから、例えば入札に下さいよとかなんとかいう指導も全くない。

そうした中で、例えば自分のつき合いのあるところに随意契約に頼んで、要は、そこで少しでもこう何というかな、各項採用とかいう交渉も何もなくて、言われたままの金額で設置をしました。それに対して、平米単価で決まっていますからその分の補助を出しましたというような、何かそういう流れになっているのかなというような気がしておりますので、そういったところをもう一步、補助を出す側としては中に突っ込んだ形で、例えば3社見積もりの入札に下さいよとか、この金額に関しては大体相場的にこんなものですよとかいうようなところまでのチェックというのは一切ないんですね。

○江頭高齢福祉課長

今回私ども、現場も見させていただいたんですけども、設計の技術的なところまでは、私どもでちょっと審査をしております。

ただ、この補助金の流れとしましては、交付申請は市町村で受け付けますけれども、採択と交付決定は国のほうでされるんですけども、国のほうからは、今言ったような書類以外に審査のために書類の要求などもございませんでしたので、詳しいそれ以上の、国が求める以上の審査等は実際していないところが現実でございます。

○重松委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに。

○白倉委員

資料ナンバー3番の25ページ、臨時福祉給付金支給事業について、これは平成27年度の実績に基づく補助金の確定というふうにはちょっと説明を受けたんですけども、まず、平成27年度実績としては、対象人数の何%が実績で上がったのかということと、それと、返すわけですから、もともとは国がすべき事業を佐賀市がやっているわけですから、そこはどのようなふうには計算されて、この422万円が計上されてきているんですか。

実は、同じことが29ページの子育て世帯臨時給付金にも言えるので、この分も実績、あとシステムは同じシステムでしょうから、この422万円というのはどういう計算根拠で補助金の確定ということで、実質佐賀市が返すわけでしょう。

ですから、実数と実績との差とかいろんな部分があると思うんですが、ちょっと計算根拠、また、平成28年度の実績でも同じようなことが出てきますので、これは3万円の分

すよね、平成27年度に関してはですね。ちょっとそこの説明をいただけますでしょうか。

○成富福祉総務課長

計算根拠と申しますか、平成26年度に臨時福祉給付金をやっております、ある程度の人数の推計についてはできたので、今回その差額として調整する分が400万円程度で済んだというふうな考え方で、計算の根拠じゃなく残った数字ということです。

もともと補助金を申請した分で、その分と実績がさほど違わなかったということで、400万円程度の調整金で済んだということでございます。

あと、給付金の人の割合の分ですけども、あくまでも統計的な部分で、この統計がわかれば100%なんですけども、難しい部分がございます、臨時福祉給付金につきましては、約92%の方に支給できたものと考えております。

また、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、99.2%、ほぼ99%ぐらいの方に支給されたものというふうに考えております。

○白倉委員

わかりました。そしたら、平成27年度、今回上がっている補正に関しては、平成26年度実績に基づいて、佐賀市がもともと補助金を申請したと考えたらいいんですか。

○成富福祉総務課長

今お願いしている分は平成28年度の補正でございます、平成27年度にいただいた補助金の精算を平成28年度でお返しするということになります。

○白倉委員

ですから、平成27年で一旦もらった補助金の精算分として422万円出ているわけですよ。ですから、422万円の計算根拠を聞いているんですよ。

○成富福祉総務課長

平成27年度は佐賀市でどれくらいの見込みがありますかということで、これくらいだと思われるということで補助金の請求をし、いただいております。

最終的に平成27年度にやった方がもらった金額の400万円ぐらい少ない実績でしたので、400万円歳入超過となっていたので、平成28年度にお返しいたしますということです。

○重松委員長

よろしいですか。

○田中保健福祉部長

例を挙げると、仮定ですけど、1億円必要だと思って、1億円、国にそれだけ要りますよと言って概算でもらうんですね。ところが、9,600万円しか使いませんでしたということで、400万円は使わなかった、使わなかった分は戻してくれということでの返還です。

ですから、根拠というのは、概算でもらった分が実績で使い切れなかった、使い切れなかった分は返しますということです。

○白倉委員

ですから、ちょっと私が考えるに、対象者としては、もちろん死亡される方もいらっしゃいますが、高齢に入ってくる方も同時にいらっしゃるんですね。

ですから、もともと平成27年度で概算要求するときに、平成26年度の実績から割り出したというふうに言われましたよね。そこが聞きたかったんです。ですから、平成26年度の実績から割り出した見込みよりも、平成27年度は実績が下回ったというふうに理解……

○成富福祉総務課長

平成27年度の要求のときに、平成26年度の実績も勘案しますが、同じ数字でやっちゃって足りない場合がありますので、幾らか上乘せをした形で請求をしたところでございます。

○重松委員長

よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに。

○村岡委員

資料3番の25ページで、保健福祉部3の資料なんですけど、2番目のほうですね、介護ロボット等の支援事業のほうで、これはたしか上限が決まっていたので、この金額だったと思うんですけども、まず、ロボットスーツの分というのは、これ1台が150万円というふうに理解していいのか。

2点目が、下の施設はベッドのセンサーということなんですけれども、この上限の金額で、そういう対応ができるベッド数というのは何床に相当して、ちょっと施設の規模がわからないので、それぞれの施設のベッド数に対してどれくらいの割合になっているのかというのを教えてください。

○江頭高齢福祉課長

まず、この国の補助事業ですけれども、募集の際に上限が300万円というふうにされておりました。その範囲の中で、台数の制限はありませんけども、上限の金額として300万円という設定でございました。

募集を締め切られたところ、予算が52億円ほどだったんですけど、その4倍ほどの申し込みがあったものですから、国のほうとしては——各申請者とも大体300万円に近い数字で申請をされていたんですけども、その結果、52億円に対して4倍ほどの申し込みがあったもんですから、国は内示をする際に、今回はそういう内容によって振り分けるのではなく、申請された全ての法人に対して、総額300万円を92万7,000円に落とすというような形で内示をされております。

その内示の際の説明といたしまして、大分内示額が落ちたものですから、この内示を受けて、各施設とも台数を減らすことは構わないと。ただし、申請の機種は変えてはいけませんといった指導でございました。

そこで、この施設の件なんですけども、まず、富士町のロボットですけれども、これは、

1台当たり150万円ほどいたします。当初申請時は2台を申請されておりましたけれども、内示を受けて、1台に減らされております。ですから、1台150万円かという御質問の回答としては、1台の分の金額でございます。92万7,000円という内示でしたので、その差額分は事業者のほうで負担されるところでございます。

同様に、諸富町と金立町の施設についても、見守りというベッドセンサーということでは変わりありませんけれども、やっぱりベッド数を減らされております。

諸富町の施設につきましては、対象のベッド数を3台、そして、パソコンとiPadをそれぞれ1台ずつシステムの中に入れております。

同様に金立町ですけれども、こちらはベッドの対象が2台、そしてパソコン1台とモバイル1台をシステムの中に入れてられているというふうに聞いております。

○江頭委員

休日夜間こども診療所の件について質問いたします。

今、説明がありました。それで、当初、3月までは、私たちに資料とともに予算組みが一戸建てのことでありました。当然、一戸建てと合築の検討をされてきてのこの判断、きょうの提出だと思えますけれども、一戸建ての構想というのは、どういう構想を立てられていたのか、まずそこから説明をお願いします。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

今、江頭委員が言われましたように、今年度の当初予算までは、別棟という形で資料を皆さんのほうに提出して説明をしておりました。その後、別棟ということで、関係者と協議して今は合築ということに至っておりますけれども、まず別棟の内容については、当初予算の時点ではまだ具体的な内容は決めておりませんでした。

全員協議会での説明の繰り返しになりますけれども、こども診療所は、現在の場所では駐車場、それから待合室のいろんな問題がありましたので、県病院跡地のほうに移すということで、江頭委員からも一般質問をいただいております、そういったことで県病院の跡地に移すということになりました。

それで、県病院跡地の東側のほうに、まずはこども診療所を移したいということで言っておりましたけれども、その後、南側の佐賀市医師会の看護学校の部分で、いろいろ看護学校を建てるに当たって検討をされて、面積がかなり縮小されたということで、南側のスペースがあいてきました。

そこで、当初8,400平米程度使う予定だったんですけれども、佐賀市医師会が4,500平米くらいでいいということだったので、そこに南側部分に土地があきましたので、東側から南側にこども診療所をまず移したという段階で、当初予算の中では説明をしたところです。

ただ、最初、佐賀市のほうで説明した際は、東側の部分というのは現在3,000平米ぐらいいし土地がありませんので、こども診療所を建てるとうちでも駐車場が足りなくなるということで、川を渡って西側のほうから歩いてきていただければ駐車場は確保できるん

ですけれども、我々の計算では駐車場がピーク時に合わせて100台近く要るのではないだろうかと判断しておりましたので、東側のほうから西側の南のほうに移したと。

それで、その時点では、診療所の中身につきましては、現在のこども診療所と休日の歯科診療所があります。これを足して大体316平米ぐらいだったと思うんですけれども、その1.5倍ぐらいが必要ではないだろうかと。あと待合室については、もう少しふやさないといけないんじゃないだろうかと判断して、当初予算のときは500平米ぐらいということで説明しておりました。

それで、その段階から検討を始めて、合築した場合と別築した場合、どちらがいいのかということで、これはまずこども診療所の場所ですね、南側の西がいいのか東側がいいのか、それから、建物の中の西側にした方がいいのか東側にした方がいいのか、まず位置の検討を行って、それから、合築した場合の評価ということになりますと、やはり土地の有効利用ということで、駐車場がある程度確保できる。跡地全体の中で、どれぐらいの駐車場がとれるかということ、それから設計・工事費の比較の検討、それと、こども診療所は医師会の指定管理ということで、運営が医師会のほうでされておりますので、こども診療所と佐賀市医師会の運営の効率的な部分があるかどうかというようなところ、それから建物の意匠とか、そしてあと地元の反応も考えて、こういった合築という形にしております。

実際に、江頭委員の先ほどの質問で、別築の場合のレイアウトについては、詳しくは、設計をしてまとめていたわけではありませんので、検討する段階で合築と別築という形で検討して行って、最終的に合築になったということでございます。

○江頭委員

私が1点気になったのが、この間の勉強会のときに資料を出されましたよね。ここにメリットとデメリットを書いて説明がありました。

それで、ここのメリットの中で、城内線からこども診療所等の正面玄関がわかりやすくなるかとあるんですよね。このときの質問で、一戸建ての場合、別築の場合は、玄関が西側を向いているというような話をされています。ということは、別築の構想もそこであったんだろうなと思ったんですよ。だから、さっきそういう質問をしたんです。

じゃないと、当初の3月まで別築でということで私たちに説明があって、医師会との話の中で急にこれが今回出てきているわけですね、合築が。当然、私たちに、きちっと別築の場合の部分、それはもうこの間の勉強会でいろんな質問が出て、この保健福祉部の資料5をとっても、ただ面積を割った計算だけなんですけど、もうちょっと別築の構想がきちっとあって、私たちに示されて、こういう話を持っていくのが普通じゃないかと思うんですけど、そこがまず、私たちも本当に合築がいいのかというのがぴんと入ってこないんですよ。

そういう部分で、先ほどの別築の場合の構想、西玄関という話をされた、その根拠というのはどこにあるんですか。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

西玄関に持ってきたのは、駐車場の配置からすると、駐車場を南側にとった場合には、西のほうからが入りやすいだろうということで西玄関にしておったんですけれども、あれもあくまでも検討の段階です。

ですから、玄関口をどちらにするかというのは、関係者であります佐賀市医師会のこども診療所関係の医療スタッフとか、そういったところと話をしながら決めていかなければいけないとは思っています。確かに、合築の説明が非常におくれたということについては、申しわけなく思っております。

それで、4月から合築、それから別築についてのいろんな検討をやってきたんですけれども、合築についてはやはり県の補助金という部分がありましたので、県の医務課、そういったところと、あと基金を使いますので、厚生労働省とのいろんな調整も必要になってくるということで、ある程度、やはり補助金の見込みが立った段階でお知らせしなければいけないということで、どうしても7月にその見込みが立ったものですから、8月の全員協議会の中で説明をさせていただきました。

実際は、当初予算でこども診療所を南のほうに別築としておりましたけれども、その当初は、まだ具体的な案はないということで、その当時の委員会の中でも、まだ今から検討していくというような形で文教福祉委員会の中で答えさせていただいておりましたけれども、その時点では詳しい平面図ができていたわけではありません。

○江頭委員

合築の話を経済局が提案したのは、いつごろなんですか。そして何回、医師会と市の当局で合築について協議をされて、それならやはり合築のほうがいいと決定したのはいつなんですか。いつから始めて、何回やって、いつの時点で合築と決定したのか、お尋ねします。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

合築について、最初に事前に事務レベルで提案があったのは3月の末です。

それから、何回協議をしたかということですが、月に一、二回程度はやっておりましたので、十数回はやっていたと思います。

打ち合わせの回数につきましては、4月以降の回数が十数回は打ち合わせをしているということにはなっていると思います。

それで、決めたのは、最終的には7月に県の医務課と話をしまして、補助金の確定がある程度見込めるということになりましたので、その時点で決定という形にしております。

ただ、佐賀市の場合、こども診療所はもちろん佐賀市の施設になりますので、その施設の細かな部分については、決定という段階ではなくて、その後また調整していくということでありました。

○江頭委員

別築の話は全然出なかったんですか。当然、医師会も別築で診療所を建てるということ、今までの流れの中では把握されているわけですよ。別築の話は全然出なかったんですか。これは、佐賀市医師会から合築の提案があって、それを市の当局が受けて検討したということなんですか、この十数回の中で。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

まず、看護専門学校とこども診療所の合築になりますので、看護専門学校のほうもいろんな手続があり、そちらのほうも調整をしなければいけないということになります。

それで、もちろん、最初は別築での計画がありましたので、別築の部分については当然頭に置きながら、合築ではどうかという判断をさせていただいております。

それで、合築については、まず、医師会のほうで看護専門学校と合築した場合に補助金はどうなるのかとか、そういったことで合築した場合のメリット等を検討されております。

それで、佐賀市のほうといたしましては、こども診療所については、もちろん市民の利便性とか、そういったことから、本当にこの合築がいいのかどうかということを検討させていただいて、最終的には医師会のほうもこども診療所と合築をしたほうがメリットがあるというようなことで、佐賀市のほうとしましても、駐車場の関係とか、それから市民の利便性の関係、そういったところから合築したほうがよいということで、最終的にはお互いに合意をとった形で決定していったというような形になります。

○江頭委員

そこが非常にわかりにくいけど、一番肝心なところなんですよ。市の医師会から提案があったとも言わない。こちらから提案したとも言わない。この間の一般質問のときもそうなんですけど、ニュアンス的には市の医師会から提案があった話なんでしょう。

実際に、今まで私たちに議会で、全協の中で説明をしてきたのは一戸建てだったんですよ。それで、3月のこの委員会で、部長は、別築も併設も考えるという答弁をしたと。僕は記憶がなかったんですけど、それが残っているという話ですので、それはそれとして、両方考えていくというのは、認めますけれども、実際にどちらからかの提案がないとお互いに会議の内容で合築という話はないでしょう、普通。どちらかが提案をしなくちゃ。その辺、実際に、その会議に出られたんでしょうが、ずっと会議に課長も入っていて、この点はどちらから実際に提案があったんですか。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

また繰り返しになりますけど、それぞれ、こども診療所は佐賀市の施設であり、看護学校は医師会の施設であり、医師会の事務所は医師会の施設ということで、もちろんそれぞれの機関の決定——佐賀市でいえばいろんな議会等と調整をしなければいけないと。それから、医師会については理事会がありますので、そちらのほうで決定をしていただくというような形で、やはりそれぞれの目的が一致しなければ、そこはできないということになるかと思います。

だから、市の医師会から無理な相談をされれば、当然、佐賀市の施設ですので、それはできないということになりますし、市の医師会の施設が今後、運営上、効率的になるということであれば、それは佐賀市も受けるという形でやりたいと思っておりました。

それで、市の医師会については、こども診療所の指定管理者ということで、完成後はこちらのほうで運営をしていただくということになりますので、どうしても運営関係については、市の医師会の意見は当然尊重しなければいけないということで、そういったことで、どちらが提案してということではないと思います。その会議の場では、合築について検討をお互いにしたというようなことでございます。

○江頭委員

そうであれば、市側としては、当然合築でいくということであれば、市の当局はもちろんのこと、議会にもちゃんと説明の上において、それなりですよ、これは——僕は大体、今までの流れからいけばやはり全協をきちっと開いて、この跡地全体の構想、そしてちゃんと委員会なら委員会も開きながら、研究会じゃなく、臨時委員会でも要請をしながら、こんな大事なことであれば、議会の意見を聞くのは当たり前じゃないですか。

私たちは、当初予算まで別築だけをイメージしていて、この間の全協のときに合築の話ですよ。ほんとメリットを出されて、要するに全協の説明のことだけですよ。

でもね、4月から十何回もやったと言うけども、合築の話ばかりだったんでしょ、最初から。じゃなければ、私申しわけないけど、これだけの設計図、合築における設計図、これはもう4月末ですよ。4月の間にもう合築の設計図が——5枚つづりです、これ。こういうのがあるんですよ。もうまさにこれ、ちゃんと平面図もきれいにとっています。それで駐車場の数も大体わかります、全体的に。こんなのがね、あっているのも事実なんですよね。

それからね、もう一つ。これ皆さん方に回してください。

これはね、今、委員の人に見てもらっているのは、佐賀県立病院好生館跡地南区画の施設整備に係る協定書、医師会と協定書を結びながら、ここにもう合築の話も、それから、5条には……。

○重松委員長

ちょっと待ってください。

この協定書をちょっと皆さんに配付していいものかどうか。

(発言する者あり)

よろしいですか。

それでは、説明をお願いします。

○江頭委員

申しわけなかったです。委員長に許可をとらずに言って。

それでね、この協定書だって、もう合築をお互いにやりますという協定書ですね、もち

ろん。それで、僕はこういう協定書もできている——案とは書いてあるけれども、もうこの時点、もう4月に、議会に合築の話もしないうちに、こういう協定書を医師会と締結を図る準備をするというのは、これはやっぱりおかしいでしょう、誰が考えても。

設計図だってそうですよ。もう合築の話しかないので、今までの流れの中で。これって、私たちに、ただその合築をどうですかと——私たちはここで今、別築と合築のちゃんとした審議を、お互いにメリット、デメリットを議論して、ここの委員会の意見も聞きながら、そこで判断するんだったら私も何も言わないですよ。

でもね、何があるのかわからないんですけど、こうやってね、もう医師会と全く同じ形で流れて、はい、議会にこの説明ですというのは、ちょっといかなものかと思うんですけど、その点どうなんですか。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

合築について、やはり説明が遅かったというのは、非常に申しわけなく思っております。

それで、確かに設計図につきましては、市の医師会のほうで設計業務を委託されている業者がいましたので、そちらのほうに頼まれてつくられているとは思いますが、市の医師会のほうとしては、看護専門学校の補助金の関係で、どうしても図面をある程度きっちりつくらなければいけなかったということで、その変更もありましたので、早目にそういった図面ができて、その中でこども診療所をどういうふうに配置するかということもプラスして、そういった平面図をつくられているというふうに思います。

それと、協定書につきましては、一つのルール以案ということで、我々は医師会のほうに土地を提供するわけですので、そういったことで、ルールを決めているという話で、最初にルール化しておいたほうが良いということをつくっている内容だとは思いますが、その内容はまだ正式には協定書を結んでいるわけではございませんで、そういった案でどうですかというような話は、合築を検討する中でそういったのが出てきていると思います。

そして、4月からは別棟と合築という2つを並行で考えるということにはしましたけれども、合築についてのいろんな調整が多かったものですから、そういった点で、合築について集中して医師会とは話をしてきたということになっております。

○江頭委員

そしたら、この間の勉強会で説明されたメリットの部分について言わせていただきます。

まず1つですね。建築意匠の調和が図れるとありますね。この前の勉強会の中で、これは堤議員だったかな、これを合築した場合には東西に長い建物になる。その北側にも県医師会の特定健診とかやるところ。2列、同じようなのが——同じかどうかはわかりませんが、ほとんど半分ぐらいはそういう棟が並ぶみたいに、2列並ぶような形になるんですね。

跡地全体の調和、建築意匠というんだったら、例えば、佐賀市医師会の看護学校が東西

に短くて、南側にあったほうがよっぽど意匠としては——跡地全体ですね、好生館跡地全体のあれから言うと、中に多布施川も流れている、緑化、水辺空間というのであれば、そっちのほうがよほど意匠的には、全体的な構想としてはいいんじゃないですか。これがメリットと言えるのか、その点はどうですか。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

建物の意匠につきましては、赤松校区の説明会のときに、別々に建てた場合は、意匠で少し違和感があったら困るというようなことで、意匠については合わせてほしいというような意見も出ております。

そして、建物の意匠について、市の医師会と県の医師会のほうには、城内の隣接地でありますので、ふさわしい景観ということでお願いをしているところです。

今考えられている意匠としては、カチガラスの白と黒を基調にした落ちついたイメージとか、あと石垣のグレーを基調にしたイメージで、落ちつきを持った意匠で建物を建てられるという考え方を持っていて今進められております。

確かに、江頭委員が言われたように、東西にちょっと長くなって緑地の部分が少し狭くなるというようなことはありますけれども、全体的な土地の効率的な利用というふう考えた場合に、駐車場の配置ですとか、それから、緑地についても駐車場の部分で幾らか緑地の部分を考えていかなければいけないと思っておりますので、懇話会で出ておりました水辺緑地ですね、こういった部分については、ちゃんと考えながら整備をしていきたいというふうには考えております。

○江頭委員

駐車場の話をよく出されるんですけど、実際に、この間の勉強会のときも、看護学校の駐車場の台数は60台で、それから、診療所も60台あれば、一番ピークの、一番患者数が多いときでも大体120台ぐらいあればいいというような説明だったですよ。

合築すると、もうあの部分だけでも200台弱はとめられるような駐車場スペースになる。これは緑道をつけたりしていくと、百四、五十台ぐらいになるかもしれないんですけど、そんなに駐車場を大きくとることはなかったはずなんですよね。その辺はどうなんですか。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

前回の全員協議会の中で、駐車場がピーク時で、こども診療所の場合は100台ということで、これはスタッフの方が約30台と、それからピーク時ですね、12月31日が一番多いんですけども、286人ぐらい来られるときがありますので、そういったときの待ちのための駐車場ということで100台程度が必要だろうというようなことで回答をしておりました。

それで、今、江頭委員から言われた台数ですけども、こども診療所の場合は子ども連れで来られる場合が多いので、駐車スペースはある程度余裕を持ってとらなければいけないということがありますので、200台とかはとも配置できません。それで、今の南側の駐車場でいくと、緑化を含めると大体100台程度になるのではないかと。

あと、その北側に看護専門学校駐車場がありますので、それが大体15台程度ですので、全体では120台程度になるんじゃないかというふうに思っております。

ただ、これは今から各担当課と話をし、駐車場の配置を考えていきたいと思っております。

○江頭委員

医師会の中でも意見が出ていたと思うんですけど、インフルエンザの流行で400人の患者が来たのが今までで一番のピークだと。それで、医師の診察の時間からずっとはかったら、駐車場は60台あれば十分だという意見が医師会からもお互いの協議の場に出ていたはずですよ。これは資料をもらっています。議事録をもらっていますので、そこまで医師会のほうも説明したと。この駐車場は確保できるんですよ、別築でも十分にできる。だから、この駐車場の部分をとらなくては別築できないというんだったらよくわかるんですよ。そのほうが物すごく説明しやすいですから。でも、別築でもあのスペースの中でちゃんと確保できるんですよ。それをわざわざ駐車場を考えながら合築ということは、ちょっと合築する理由にならないと僕は思うんですけど。

もう一つ、休日夜間こども診療所の運営の効率化が図れるということで、医師会の事務局と合築したほうがいと、効率化が図れると。でも、あの合築は完全に感染症を考えるなら、もう全然行き来ができないですよ、建物の中では。合築の中で、学校のほうから診療所には行けない、診療所から学校には1回玄関を出ないとどっちも行けないような設計図ですよ、これ。そうであるならば、何の効率もないわけですよ。

別に、外に出ていかなければいけなかったら、別築であっても合築であっても関係ないわけですよ。メリットとして挙げられていますけど、こういうことというのは、私は何が効率化と書かれているのかがわかりません。

建築工事の団体間調整が軽減できるとありますが、一戸建てのほうがしやすいですよ、何でも。市側は、市立の診療所を建てるんですから、中身はもちろん、全て医師会にお願いをしなくちゃいけないことなんですけど、建物を建てることにおいては、設計の段階から、いろんな意匠を考えながらやるにしても、直接できるわけでしょう、ゼネコンのほうとも設計会社とも。どうでもできる、意匠の部分でも。

そしてもう一つ、よくこれは言われるんですけども、ほほえみ館の横にある休日夜間診療所の今までの経緯。だんだん利用者が多くなってああいう建て方をしたと。今回も、もちろん少子化だからどういう形になるかわからないんですけど、これから先を見込んで、例えば、内科医、小児科医の医師不足があって、これがうまくいかないかもしれない。しかし、そうすると、その中に外科医の部分も入れるとか、そういう中で急患のこども診療所の充実を図らなくてはいけないというふうになったときに、一戸建てのほうははるかに拡充だとかいろんなやり方ができる。

でも、合築の場合、そういうのに対応できないじゃないですか。これは物すごいダメ

リットです、先々の。どうなるか、これはもうわかりません、私も。今みたいにこれだけ利用がどんどん上がるのかどうかかわからないけれども、これから先を見込んで、その後を見込んで改築だとか増築だとかを考えたときにね、この診療所をもっと充実させるということ考えた場合においては、一戸建てのほうがはるかに後の対応がしやすくなるというふうには思いませんか。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

まず、駐車場の問題ですけれども、60台というお話を聞かれたということですが、60台というのは患者数ではないかとちょっと私は思うんですが、スタッフの方がピーク時は14人と、歯科のほうも6人ほど来ますので、そういったスタッフの駐車場も必要になると。

ただ、ピーク時のぎりぎりに設定しておりますと、駐車場の待ちの行列ができたりして危ないということもありますので、ある程度の余裕を持って100台ということに設定しているところです。それは医師会と話をしてそういった形にしております。

それから、効率化という部分ですけれども、確かに感染症の問題がありますので、これは県の補助金の関係もあって、県の医務課のほうからも指導があって、こども診療所と看護専門学校は壁でばっさり切ってしまうということで、入り口は設けないということになっています。ですから、言われたように、外からの出入りというような形にはなっております。ただ、この指定管理で運営する側の佐賀市医師会のほうからは、やはり近くにある合築しておいたほうが、その人件費、例えば、鍵を持ってあけに行ったりする際とか、いろんなところでメリットがあるというようなことを言われていますので、運営する側では効率的であるということ聞いております。

それから、工事の調整ですけれども、実際に南側の部分を半分に分けて、北を看護専門学校と医師会の施設、そして南側をこども診療所の施設ということで分けますと、そのちょうど間の部分の外構とか、そういった部分は調整が出てくるのかなと思っております。

それと、工期については、平成30年4月には看護専門学校を開校したいということで、そんなに余裕がないということで、看護専門学校の部分についてはなるべくスムーズにいくような形で建築をしていただきたいというようなこともあって、合築のほうがいいのではないだろうかということで、メリットとしては挙げておりました。

それから、経過ですけれども、経過を見込んでの小児科をどうするかということですが、小児科については、確かに小児科の医者数というのは減ってきております。だから、小児科医のこども診療所のスタッフ、この間、一般質問にも出ておりましたけれども、現状を維持するのが精いっぱいということ、確かに拡張性の部分では、建物の中に入れると拡張することはちょっと難しいという部分はあると思います。

ただ、2階部分は、その拡張性といいますか、少しそういったところは見越して、余裕というか、余裕は余り持つわけにはいきませんが、少しはそういったところも考慮

して、建物自体の施設は790平米というような形にしているところです。

○村岡委員

保健福祉部5の資料で、合築、別築それぞれの場合の工事費用の比較を出していただいています。合築の場合は1階、2階部分ということで、2階建てというようなイメージになるんですけど、別築の場合は何で平屋で出されたんですか。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

木造の建物でつくろうという考えを最初は持っていたもんで、それで、木造平屋建てという形を出しております。

ただ、木造2階建てという部分でも概略の試算は行いましたけれども、大体これよりも少し安くなるぐらいの程度の金額でありました。

木造で2階建てにすると、確かに基礎部分が少なくなりますので、その分経費は少なくなるんですけども、2階部分に倉庫とか、それから重たいカルテの倉庫とかを置きますので、どうしても1階部分の構造を少し強固にしなければいけないということと、あと2階部分は音が出ますので、1階部分に響かないように遮音関係の壁を設けるということになりますと、少し費用がかかりますので、木造の2階建てという考え方も持っておったんですけども、当初から平屋建てということにしておりましたので、平屋と比較しております。

○村岡委員

これは当初予算のときに平屋の考えを示されて、たしか委員の質問の中で、2階建ての考えはないかというような質問に対して、平屋でというようなことでお答えをいただいたので、よっぽど平屋というか、ワンフロアということに意味があるのかなというふうに思ったんです。

それで、合築で2階にしなくて、ワンフロアという考えはなかったんですか。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

診療所の中身につきましては、診療スペースの部分はお客さんが来られますので、その部分は当然1階になければいけないということになります。そのほかの会議室、それから物品の倉庫——薬品関係の倉庫ですね、それからカルテの倉庫については、特に1階にはなくてもいいという考え方になりますので、その部分は2階に載せていくという考え方ももちろんありました。

それで、当初1階にしていたのは、当初予算で出した平米数が500平米だったので、500平米ぐらいであれば平屋だろうというようなことで、平屋で説明をさせてもらっていました。

○村岡委員

そしたら、とりあえず別棟での場合は2階建ての試算もされたということなんですけど、若干と言われましたけど、工事費のいわゆる建築、電気、機械のところ以外は上も変わら

ないので、建物としての部分だと思うんですけど、そこではどれくらいの試算になっていたんですか。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

済みません。そこは詳しくは単価をはじいておりません。建築住宅課にいろいろと話を聞いたところ、若干安くなるんじゃないかという話でありました。

○村岡委員

私は平屋建てに意味があるというような感じだったのかなという印象を受けていたんですけども、こうやって合築を2階建てで提案するのであれば、別棟の建物も、当然、仕様としては同じような2階建てで対比をさせるのが、金額をメリットとして掲げられるのであれば、そういうふうな出し方のほうが適切ではないかなというふうに思うんですけども、その点はいかがですか。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

今、村岡委員から言われたように、確かに2階建ての部分も、本来ですと比較の対象として出しておかなければいけないかというふうには、今、ちょっと感じております。

ただ、すぐに出る金額ではありませんので、その分については今後見ていきたいと思えます。

○山口委員

先ほど来、江頭委員からいろいろと質問が出ておりますので、私個人的にも、よくこういう施設等を設計されて建てたりするときに、例えば、当初3億1,000万円かかる予定だったのが、2億5,000万円で済みましたよと。もうメリットとしては、私から言わせると、この建築費だけなんですよね。そのほかにもいろいろと書いてありますけれども、基本的にはこの建築費だけかなと。

しかし、私はこれはひょっとしたら佐賀市の医療・福祉政策の目玉になっていいぐらいのものではなかったのかなと。

そうした場合に、この跡地の中の当初予定されていた位置に、平屋建てで、木造で、中から緑地帯の緑が見えるというような建物を個人的には非常に建ててほしかったなというように思っております。6,000万円浮いたからって、そういう金額の問題では全くない話だと思っております。逆に6,000万円高くなろうが、1億円高くなろうが、それぐらいのつもりでやっていただいてもいい事業だったのかなというふうに考えます。

それで、具体的な話としては、この保健福祉部5の資料の中で、全体金額としては6,000万円ぐらい安くなっていますね。それで、よく案分、案分という言葉が使われましたけれども、一番上でいくとこの設計業務委託、下の工事費に関しては、実際に建ててみて、また入札残とかが発生したりして、確定金額というのはなかなか出てこないんですが、この設計業務委託に関しては、ほぼこの金額で間違いはないと思えますが、別築の場合が1,900万円で、合築の場合が1,320万円とあります。備考のところには佐賀市医師会からの提示額

から算出とありますけれども、この内容はちゃんと精査されていますでしょうか。

といいますのは、案分ということがよく出てくるんですけれども、面積割合からすれば、これは全体5,890平米の中のこども診療所は790平米で、率からすれば約13%なんですね。設計費がこの案分で単純に出されたとすれば、じゃあ全体の設計費が1億円もかかっているのかということにもなってしまいうんですが、まずそのあたりはいかがでしょうか。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

まず、設計業務委託料につきましては、看護学校と、それからこども診療所、全体の分の設計費を面積案分するというような形で考えております。

ただ、今、山口委員が言われたように、これを逆算するとかなり高い設計金額になりますので、この1,320万円というのは、あくまでも債務負担行為ですので、上限額ということで、これから設計会社とは交渉して、この分については、金額はもちろん若干安くなってくると思います。ただ、今の時点では、この金額で提示を受けていますので、1,320万円ということで上げております。

○山口委員

今後、設計事務所と相談しながらと言われましたけども、設計自体は、看護学校の分とこども診療所の分というのは完全に切り離して、こども診療所の分は佐賀市がやるんですか。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

設計は切り離しません。資料にも載せていますけど、設計と工事については、医師会のほうで主体的にやってもらうことになります。それで、最終的に佐賀市が完成後に床を買いますので、そのときに、床の購入費の中には設計費も含んだ形ということになります。

○山口委員

案分という言葉からすれば、1,320万円なんてかかるわけがないんです、これは。

はっきり言うと、医師会のほうで全部されるわけですから、設計費なんてほとんどただみみたいなもんですよ。ほとんどかからないと思います。それで、何でわざわざ1,300万円も上げてあるのかなというのが、ちょっと一つ疑念を感じたところですね。

最終的には建ったものの床を佐賀市が購入するという形になるんですけれども、要は、その床の購入金額ですよ。今の流れからいくと、提示された金額というのは、医師会から出された金額をそのまま——じゃなくて自分たちでこれぐらい本当にかかっているんだというようなところで、医師会とはきちっとその辺の話し合いをした上で、お互いに納得した上での金額で本当に購入できるんですかと。そうであれば、6,000万円どころじゃなくてもっと浮くと思いますよ。

これが、一つ懸念しているのは、言われたものに対して、はい、わかりましたという形でしかないんじゃないかなというのがね、非常に疑念を持っているところです。そのあたりはいかがでしょうか。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

確かに疑念を持たれるというのは、佐賀市が医師会から言われた金額でそのまま出しているんじゃないかということだと思います。

この金額については、佐賀市のほうも、健康づくり課が担当しておりますけれども、建築住宅課の設計担当とも話をし、設計会社とも話をしているところです。

それで、金額の案分については、確かに躯体の部分、基礎の部分については、延べ床面積の割合で案分しますけれども、若干、こども診療所のほうが仕上げの段階でちょっと違ってきます。また、壁の部分が非常にこども診療所が多くなっていますので、そういった部分はプラスアルファで出すというような形で支払いはしたいと思っております。

先ほど言われましたように、設計委託料についても、これから医師会とも調整はしていきたいと思っております。

○白倉委員

先ほどからいろんな質問が出ていますので、重複は避けます。今回、ここの県立病院好生館跡地をどう利用するかということに関しては、本当にもう7回、8回ぐらいずっと全協で説明があっているんですよね。平成24年ぐらいから、その話があったときからです。

ある看護大学が来るとか、それが撤退したとか、そういういろんな経緯の中で、じゃあここをどう使おうかということはずっと議論してきた中で、こども診療所が今のところは手狭だからということが上がってきて、ついこの間まで、私たちはその説明を受けていたわけです。

ですから、本当に、どうして全協を開いて説明——もちろん補助金云々の話はわかりませんが、何か進め方がおかしいんじゃないかなと、この空き地利用に関しては、いろんな水辺空間とか、医学の歴史的な部分とか、何とかゾーンとか、そういうゾーニングも考えながら、私たちは今まで議論をしてきたじゃないですか。

そのことをまずちょっと申し上げたいのと、それと質問ですが、私が一番気にかかるのは、ここができ上がったときに、医師会から床を購入する形になるわけですよね。じゃあ購入したとして、後々の管理運営なんかはどういうふうになっていくのかなというふうなところを質問したら、それは運営を始める前に管理規程を取り交わしますなんていう返答しか、今のところ返ってきていないんですよ。

新商工ビルでもそうですけれども、その床を買って、あと、どういった——管理費なんかも含めてですね。実際に後々ずっと使用していつてかかっていくのは管理費ですから、それがまた案分状態になっていくのか。そうなってきたときに、一戸建てでももちろん管理費はかかりますが、結果どうなのかという比較も私たちはできないんですね。

それで、手直しをするときは床を買っているだけだから、佐賀市がどう手直しできるのか、発展性をどう見込まれるのかというときに、今後、時代を見越して、そのスペースをやっぱり自由に動かせるように私たちはしたいなと思うんですよ。

もし、何かの場合で、こども医療施設というものが、例えば、もっと県が充実して、休日夜間というのが要らなくなってくるかもしれない——県の充実によってね——かもしれないし、もしくは先ほどあったように、外科なんかも考えてもっと発展させなければいけない。じゃあ、要らなくなった場合に、このところを高齢者向けの何かになるかもしれないとか、いろんな部分の発展性というのが、全く今のこの設計では考えられないんです。

ですから、ここに書いてありますデメリット、あえて執行部もデメリットと書かれています。施設完成後の維持管理、大規模改修時の入居者間調整が必要になる。これをもう少し説明してください。どういう意味でデメリットを挙げられているのか、そこが非常に気になる場所です。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

今、白倉委員から言われたように、完成後の維持管理については、やはりお互いに調整が必要になりますので、管理規程を決めておく必要があるということで今考えておりますけれども、まだ具体的にどういった内容で決めるのかというのは、これからの話になると思います。

それから、将来的にどうするかということについては、こども診療所のスタッフの皆さんとも話をしていたんですけども、多分、今の現状でいこうというように、外科とかそういったところがプラスアルファで入ってくるころまでは、ちょっとまだ想定はされておられません。

それで、将来の拡張の部分については、やはりその必要が出てくる可能性もありますけれども、そういった部分は、出てきたときに、佐賀市医師会が指定管理者でもありますので、その部分で話をしていくということにはなろうかと思えます。そこはちょっと我々も一番心配する部分でございます。

○白倉委員

もともとは市の施設ですのでね、この土地自体も市がどのように使うかということも、本当は自由に使えた土地なんです。その中で今現在これが出てきているんですね。

ですから、例えば、その維持管理も決まっていない、いろんなあれもまだ決まっていない。概算ながら新商工ビルのときは、数値を出していかれましたよ。

それと、例えば大規模改修が必要なおきには入居者間調整が必要と。これは端的に言えば医師会と調整しないといじれないということでしょう。そういうのもまだ決まっていなくて。それを持って今回この予算を出してきているんですか。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

今回の予算は、債務負担ということで、上限額という形で出しておるんですけども、実際にその管理運営に関しては、今後、問題として出てくる可能性がありますので、その分については、合築するということが正式に決まって、その合築した建物の中でどういった維持管理で調整することがあるかということは、今後詳しく話をしていきたいと思って

おります。

○白倉委員

そういうのがきっちりある程度説明ができて、合築か、今までどおりのところかというところが話し合えるんじゃないでしょうかね——と私は思いますが、意見として。

○山口委員

まさに今白倉委員がおっしゃったことと全く私も同感なんですけれども、いろいろと比較検討をしながらということなんですけど、ちょっと確認なんですけども、これを出されたということは、今から単体に戻すとかということはありませんよね。合築でもう進めるということなんです。その確認です。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

佐賀市の今の方針としては合築で進めていきたいということでございます。

○福井委員

この医師会と県の補助金関係、いろいろとその辺をずっと言われたんだけど、その辺の内訳というのはわかりますか。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

今現在、県の補助金としては、たしか看護専門学校は15億円程度を予定されているんですけども、そのうちの3億円程度だということは聞いております。

○福井委員

いや、看護専門学校15億円のうち3億円がこっちに来るということですね。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

その3億円は、県の医務課のほうから市の医師会のほうに補助金として入ってくる金額になります。

○福井委員

県の医師会を通じてということと言われたんですよ——ああ、医務課ね。国は特に何も関係ないんですね、これは。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

県の基金の補助金になります。ただ、基金は国のほうが出しているお金になりますので、この基金を使う施設については、国のほうがいろいろと内容は見られるというようなことになっています。

○福井委員

その手順かれこれについてというのは、その辺はどの辺までいっているのか、その確認を。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

4月から合築の検討を始めまして、県の医務課のほうでは、国のほうに合築した場合に基金から出すことについて問題がないかということを確認しに行かれています。

その内容としては、7月に最終的に見込みが立ったところで県からの基金は出せるというような形で決まっているというか、最終的には交付決定ですけれども、見込みが立っております。

○福井委員

ちょっとデリケートな話になるからあれなんだけれども、一旦別築で、また合築になって、また別築みたいな話になった場合に、その辺の補助というのは全く関係ないのか。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

当初、別築というか、看護専門学校単独で建てるということでしたので、そこに補助として幾らいただけるということで最初申請しておりましたので、今回、合築に変更ということで国のほうまで説明をしに行っています。

さらにまた今度は別築で、単独で建てるということになると、非常に難しい状況が出てくるのかなと思っています。

○江頭委員

初めから簡単なことだったんですね。学校であればすんなり補助は出るようになっていた。合築が入っちゃったばかりにややこしくなって、国にお伺いを立てながら本当におりるかおりないかぐらい複雑になっちゃったんでしょ。

何でそこまでしてそんなに複雑なことをやって、またお互いに設計、それから建築の案分までやりながら、こういう過程を踏むようなことのメリットって、例えば、市の側としても大変でしょ。

これは本当に——僕ここに、さっきやった協定書の中に設計と建築も医師会が主体なんですよね。主体ってここにうたってしまえばね、例えば、こういう部分、いろんな部分と言えるのかという話なんですよ。おおまかに、うちはでき上がってから買うだけの話なんでしょう。こんなのってね、山口委員の話じゃないけど、本当に僕は一般質問で言ったから言わなかったですけど、ゾーンをずっと考えながら、白倉委員も言うように、そして、あの水ヶ江の地域、そして本当に佐賀の中心部のまちづくりの活性化にね、この診療所の移転というのは、かなり効果があるんじゃないかと。

そして、それにまだ跡地もあるんだから、あそこの好生館跡地の利用次第では、考え方次第では、水ヶ江の住民にとっても、もっと定住的な部分というのがここで図れるのではないかと考えたんですよね。そういう思いでやっぱり今までずっと全協の説明があってきたと思うんです。だから、ああいう要素、福祉、医療、教育、そして、定住策の部分にその他のゾーンがこの診療所じゃなかったんですか。

その辺は、保健福祉部としても、幾ら所管だって言いながらも、全体的な跡地構想、これは大城課長はずっと企画調整部にもいたから、当然その辺ぐらいは考えながら、合築の話だってやっぱりもうちょっと私たちにきちっとした情報を出して、話し合うべきだったと思うんですけどね。その点はどうなんですか。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

私も、平成24年5月に最初この県立病院の跡地の計画を出してからずっと携わってきているんですけども、今回、この県病院の跡地の合築の問題については、説明が遅くなったということについて、本当に申しわけないと思っております。

跡地を活用するに当たっては、白倉委員も言われたようにゾーンの視点ということで、福祉・医療、それから教育、定住という3つの視点に絞られて、その方向性をもとに施設を配置してきました。

今回、南側の敷地については、教育、医療ゾーンということで、前回の全員協議会の中ではその方向でいかせていただくということで、当初予算の中でも、そういった別棟ということで説明をさせていただきましたけれども、いろいろその時点では、医師会とか、それから関係機関との調整がまだ不十分だったということで、合築という案でも検討するというような形で、合築を4月以降ずっと検討してきて、やはり医師会といろいろ調整する中で合築のほうがいいんじゃないかということで、そういったことで手続を進めてきて、最終的に見込みが立ったのが遅くなって、議会のほうへの説明がおくれたと思います。

もちろん跡地のことにつきましては、城内に隣接する土地ということで、まちづくりの非常に重要なポイントになっていると思います。私も企画から来ていますので、そのことは常に思いながら仕事をやってきたんですけども、今回ちょっとおくれて、合築もある程度土壇場になって話をして、その点については申しわけないと思っております。

合築した後に、いろんな城内の景観に対して配慮できるような形で、その辺の細かな調整は行っていきたいとは思っております。

○白倉委員

ちょっと確認させてください。別築のときに合併特例債を利用して、このこども診療所を移転ということになっていたんですが、今度合築になった場合でも、佐賀市の財源としては合併特例債で問題ないんですか。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

公有財産購入費の場合でも合併特例債に該当しますので、対象経費に対して95%は充当されるというふうなことになります。

○重松委員長

ちょっとまだ各委員御意見をお持ちのようでございますが、ちょっともうお昼を過ぎましたので、ここで休憩します。

そしたら、再開を1時15分から行いますので、それまで休憩といたします。

◎午後0時10分～午後1時15分 休憩

○重松委員長

それでは、午前中に引き続き、文教福祉委員会を再開いたします。

午前中に休日夜間こども診療所の移転整備事業についていろいろと委員の皆さんから質

疑が出ておりますので、また継続して質疑を受けたいと思います。

○松永憲明副委員長

午前中にいろいろとやりとりがあっておったわけですが、ちょっと気になるのは、金額的に合築のほうが安上がりになるという金額的なものは出されておったわけですが、もう一つ、この話を合築という方向で進めるに当たっては、これは市の医師会がつくります看護専門学校の建築についても相当なメリットがないと、こういう話にはならないんじゃないかと思うんですよね。その点はどうかというものが1つです。

それからもう一つは、もしもこの案件が承認できないということになった場合、債務負担行為が通らないという場合に、国の補助金等がどういうふうになっていくのか、その2点についてお伺いします。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

まず、国の補助金ですね、それから、合築した場合の看護学校としてのメリットということかと思いますが、まず、看護学校といたしましては、合築することによるスケールメリットが若干出ています。金額的には少し安く経費が抑えられているというようなことになりまして、実際に、一番看護学校が望まれているのは、今の授業料をそのまま、新しい学校に移っていきたくて、建物に対して資金がかかりますと、どうしても授業料のほうにはね返ってくるということになりますので、そういった授業料をある程度据え置きのような形で、できるかどうかわかりませんが、そういったところでメリットが経費の削減によって出てくるというようなことがあります。

それともう一つは、看護学校の実習関係でもですね、そういった休日夜間こども診療所とつながることによって、別棟にあっても余り変わらないですが、そういった横に施設があるということでメリットは幾分あるんじゃないかというようなことは言われています。

それと、あと国の補助金については、今現在、合築で国の補助金をお願いして、そして県のほうも準備ができております。予算化も考えられておるんですが、そういった中で、今、合築を別築に変えるというようなことになると、手続的にはかなり不都合というか、いろんな手続が必要になりますし、説明するに当たっても、二転三転するということで信頼性が問われていくというような形になっていこうかなと思っています。

実際に、また別築に戻した場合に補助金がどうなるかというのは実際にやってみないとわからないんですが、かなり難しいかとは思っております。

○松永憲明副委員長

さっき金額的にもメリットがあるというふうにおっしゃったんですが、どれくらいの額なのか、そこら辺はおわかりですか。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

額の細かな点について、今ちょっと把握はしておりません。

○松永憲明副委員長

それは協議の中で、当然、向こうから提示されている資料があるんじゃないですか。ないのですか。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

金額について、医師会のほうから提示されたものではありません。

メリットとして出てきている部分というのが、先ほど言いました経費の削減によって授業料の据え置きができるかもわからないとか、そういったことは出てきております。言葉でしかいただいておりません。

○松永憲明副委員長

もう一つは、休日夜間こども診療所が横にあることでのメリット、つまり看護学校の学生に対するメリットなんですか、これはどういう意味なんですか。ちょっとよくわかりませんでしたので、もう一度わかりやすく説明ください。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

先ほど説明した授業料を据え置きするということは、生徒をより集めやすくなるということでの佐賀市の医師会、それから、看護学校の運営上、有利になるというようなことかと思えます。

あと、学生に対しては、その新しい跡地に行った場合に、いろいろ地域の活動とか、そういったことはやっていただくということでやっておりますけれども、合築をした場合のメリットについては、今さっき申し上げましたとおり、一番は経費の分が削減できて、その分が今後の運営経費、それを圧迫しないというようなことで言われております。

○松永憲明副委員長

金額的にはどれくらいかは示されていないけども、授業料の据え置き等にはね返ってくるという説明で、相当な金額になるのではないかなと想像するわけです。

それから、もしもこの債務負担行為が通らない場合の信頼性の問題で、単独で建てるという形になってきた場合のことを言われたわけですが、信頼性を損なうという言葉が言われる前に、議会との信頼性が損なわれてしまったんじゃないかな何にもならない。我々は市民の代表としてお尋ねをしているというふうに思っていたかなくちゃならないわけであって、ちょっとそれはいかがかなと思うわけです。部長はどういうふうに思われますか。

○田中保健福祉部長

その点に関して、そういうふうに受け取られてしまうということになりかねないと思います。十分おわびしなければいけない。やはりこの合築の話が出た段階、4月の段階で、やはり議会に御説明するのが筋であったというふうに反省をしております。説明が遅くなった、それから、いろいろな議論が不足してしまったということで、こういうことになったかと思っておりますので、そこは十分に反省をしております。

ただ、今まで委員の皆様方からの御質問、御意見がございましたけども、そこに対する

回答については、今まで大城課長が答弁したことで、特に私がつけ加えることはありません。ただ、あくまでもことし2月、3月の時点では、まだ別棟でつくるのか、合築するのか、ここは2つの案を持っていました。どちらも学校側が、医師会側がある程度結論を出した時点で進めましょうという話をしています。ですから、合築がいいのか、別棟がいいのかというのは、お互いで検討してきたわけですね。そういう中で、最終的には医師会のほうが合築にしたいというものを3月末に、ある程度の図面を我々に示されたので、我々も、別棟と合築ということできちんと議論をして、検討して、我々も合築でということにしました。

ですから、その段階で議会の皆さんには御説明をすべきでした。今回は我々の段取りの、手順の誤りがあったということでおわびを申し上げます。

きょう、いろいろ御意見をいただきました。そういう中で、疑念が幾つか委員の皆様にありました。まず、医師会ありきでやっているというところで、建設コストであるとか、あと管理ですね。ですから、建設コストに関しましては、これは県の補助事業になりますので、きちんとその数字は出てきますので、我々もその数字をきちんと吟味して、そして、佐賀市が負担しなきゃならない分ということは適正に算定をして、支出をさせていただきます。ですから、今回は合築でお願いしたくて、今回、上限額での債務負担の予算を上程させていただいていますので、そこについては皆さん方が疑念をお持ちいただかないように十分に適切なコスト、建設費を床購入費に反映させていきたいと思っております。

それから、管理につきましても、単独で持ったほうが管理しやすいのは、もちろんです。ですから、そこにデメリットがあるということでは書いております。ですから、今後の管理運営について、そういうデメリットがあるということを我々は十分に認識しておりますので、そういうデメリットにならないように、きちんと医師会とは今後も協議をしながら、佐賀市の休日夜間こども診療所が円滑に運営できるようにやっていきたいと思っております。その点については、医師会の事務局、あるいは会長ともそこは話をさせていただいております。今回の合築についても両方で合意しましたので、医師会としてもこの方向で進められるように十分にお願ひしますということは我々も医師会のほうから依頼を受けているところがございますので、よろしく御審議をいただきたいというふうに考えております。

○江頭委員

部長が総括的な形で答弁されると、もう何か終結みたいな形になるのもちょっとあれなんですけど、今、話を聞いていてね、部長は保健福祉部の所管だから休日夜間こども診療所の部分をとって今も話をされているんだけど、もとに戻りたくはないんだけど、一番根本的な部分で、教育と福祉のゾーンづくりをやって、ましてや教育ゾーンと医療ゾーンの部分を合わせる、合築するということの中でね、医師会がどんなにそういう提案をしたとしても、まず、佐賀市当局としては、今まで、平成25年ぐらいからか、この跡地の中でコンセプトをずっとつくり上げてきた中でね、市当局からこういう話は出ずに、簡単に

3月の当初まで、3月27日に議会が終わっているんだけど、3月の末には合築の話が向こうから出てきたと。ここで、とんとんとんここまで来ているわけですよ。そこがまず本当に不可解な部分が1点。そんなにこの好生館跡地の問題について、全体的な構想について、そういうゾーンを崩すような部分、ここははっきり明白になっていない部分と、もう一つは、医師会をとっても、例えば、学校と感染症の問題がある診療所の部分が合築になるなんていうのは、幾ら壁で遮断するとしても一番問題な部分だと思うんですよ。医師会にとっても、この話は多分出たと思うんですよ。そういうふうにお聞きしています。医師会だって半々だったと。この感染症の問題で、ここをクリアできるのかと、そういう疑念をね、お互いにやっぱり考える部分でしょう。片や教育の場所と、感染症の疑いがある部分が合築になっている、その辺がどうやってメリットになるのかというのが私には理解できない。この2点についてどうなんですか。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

まず、3月から不可解というか、急に合築が決まったということで、その段取りがやはり……

(「いや、あなたたちの教育ゾーンはどう考えていたんだと、コンセプト。そこでの意見は、何で反論的なものが出なかったかということ」と呼ぶ者あり)

教育ゾーンと、それから医療ゾーンという形で、南側の敷地の部分については設定をしておりました。その中で、別築という形に当初はなっていたんですけども、施設の運営をするに当たって、やはり合築がいいんじゃないだろうかとということで、1つ、合築が選択肢として挙がってきたわけですけども、その中で、合築ができるのかどうかを4月から関係者と調整をしながら進めてきたということで、その説明が遅かったことについて、本当に最終的に決まった段階のような形で議会のほうに説明したということは、本当に松永憲明副委員長から言われたように申しわけなく思っております。

学校と感染症の話は、確かに休日夜間こども診療所を設置する準備の段階から言われていました。それで、感染症については、確かにおたふく風邪とか、そういった空気感染とか飛沫感染する病気で来られる方がいらっしゃいますので、感染のリスクというのは当然あります。ただ、平日の時間帯というのが、休日夜間こども診療所が夜8時から夜10時まで、看護専門学校が朝8時50分から午後4時20分までということで、運営時間が重ならないといったこともあって、建物自体はそこはきっちり仕切るというようなことで、感染症に対してはある程度防止できるというような判断で進めてきたところです。

○白倉委員

感染症のこともなんですが、何ていいますかね、別築でされていたら、そんな分厚い壁で仕切るとかなんとかというマイナスイメージみたいなものも発生しないのになと思うんですけども、先ほどちょっと部長のほうから幾つか総括的な答弁をいただきましたが、今後しっかり医師会と議論していくということだったんですが、一番最新でいただいている

保険福祉部5の資料、午前中に山口議員が指摘されましたけれども、この設計委託料にしても、医師会からの提示で一応算出されているんですね。1,320万円ですか、だから、全体的に1億円ぐらいの建物ですから、非常に大きい金額が上がっているんですね。

そういうこととか、私がやっぱり一番懸念するのは、今までの経緯は経緯としても、これがこのまま進んだ場合の佐賀市のデメリット部分なんです。佐賀市としても建設コストとしては抑えられるのか、とんとんぐらいかなとか、私はよくわからないんですが、こっちの場合だったら合併特例債とか、いろんな使えるものを使って別築を建てた場合に、では、実際にどうなんだろうかと、きちっとした精査はできていませんけれども、その後の維持管理にしても、休日夜間こども診療所は夜と休日が主な部分ですので、基本的にそんなに清掃管理委託とか、今の現実の部分とあわせた部分と、今後、合築した場合、やはり面積案分で算出されるのかどうか、それもわかりません。その辺がきっちり議論できるのかどうか、面積按分で算出されたら、私は高くつくような気がして仕方がないんですね。

佐賀市として今後のことにかかわることですから、維持管理の部分でそういうふうなこともしっかりと行っていけるのかどうか。それとか、改修時のことですね。その辺をきちっとしてから本当は——やっぱり合築の私たちが一番気にする最低の要件ですよ。やっぱりいろんな部分がありますもんね、今の新商工ビルなんか見てもですね。ですから、最低要件として、その辺を提示してもらって債務負担行為が同時に出てくるんじゃないでしょうかね。今までの経緯をずっと見ていて、部長が今後の医師会との関係を言われますが、果たして、正直言ってどこまで主義主張ができるのかなと、佐賀市にとってという疑義が非常に残ります。

○田中保健福祉部長

管理費について、今後の管理のやり方等について、もう少し詳しく詰めていかなきゃいけない部分もあります。ですから、ここには金額的なものは示しておりません。ただ、そういう問題点があるということが今後懸念されるということなんで、そこはしっかりやります。

それとあと、今後も引き続き指定管理については医師会にやってもらいますので、あそこの管理については基本的には今やっているのと同じです。ただ、広くなりますし、その分の管理費がふえる分についてはふやさないといけないかなと。ただ、基本的には今のものを大きくするというものではありません。

それともう一つ、管理の面で、ただ単なる管理の面でいいますと、医師会のほうからは、単独で建てた場合と合築で建てた場合には、そこの——指定管理ですから管理はしてもらわなきゃいけません。ですから、使っていないときの管理等々のことを考えると、合築のほうが効率的。そうでなければ、あそこにやっぱり管理人を置いてほしいという話ですね。そういうような要望的なものはいろいろありますので、管理を総合的に考えたときには、今後、そこがどういうふうに使っていけるとか使っていけないとか、そういうものとは別

として、通常の管理については、やはり合築のほうが医師会、事務局としては管理がしやすいというふうなのがありますので、そこについて大きく管理費用が上がったり下がったりというのはないと思います。

ただし、建物が変わりますので、そこに使われている機器等によっては若干の差は出てくるかと思いますが、考え方としては今の指定管理の方式でやっていきたいというふうに考えております。

○江頭委員

この保健福祉部資料4のところにも書いてあるんだけど、設計工事の主体は佐賀市医師会とすると。それと、午前中の医師会との協議書にもね、ああいうことを書くと、完全に建築主体も医師会、本当に佐賀市の休日夜間こども診療所は医師会立じゃないのよね。佐賀市立休日夜間こども診療所なんですよ。そういう部分がね、全くそれを放棄したような今回の設計、建築、この段取りというのはどうなんですかね。

よく保健福祉部の資料にこういう一文が書けるなって。私たちは別に土地だけ貸すというだけじゃなくて、市立の休日夜間こども診療所をつくらうとしているんですよ。そこに何か設計も、合築というところに置いたとしても、幾ら指定管理は医師会だといえども、こういうやり方というのは本当にあり得ないと僕は思うんだけど、その点どうなんですか。

○田中保健福祉部長

この主体というところですね、もちろんそういう受け取られ方をされたのであれば、我々もちょっと気をつけなきゃいけないと思っています。

ただ、設計工事については、やはり医師会で建てますので、そこは向こうにお願いしますと。ただし、そこについては、もちろん我々の意見等を反映させていただきます。そこが合わなければ先には進まないようにやっていきたいと思っていますので、ここの文言等については我々も——そこは契約とかなんとかになりますので、医師会の主体でやってもらうべきところはあります。ただし、その中身については、もちろん我々の意見を十分に反映させないといけないと思っていますので、十分そこはやっていきたいと思っています。

○江頭委員

部長、そしたら、その休日夜間こども診療所のイメージを私たちに、もう合築でするのであればするなりに、どういう診療所をつくりたいと思っているんですか。私が入手した設計図じゃなくて、部長として、そちらの当局として、本当にこの佐賀市立休日夜間こども診療所をどういうものにつくり上げたいと思われているんですか。佐賀市に住む子どもたちのために、今の診療所と違って、面積も大きくなる、感染症の部屋もつくと。しかし、一番は、やっぱりそこに行って、本当に病んでいる子どもたちでも、不安になっている親にとっても安らぎが与えられるような建物じゃなくちゃいけないと私は思うんですよ。山口委員じゃないけど、本当にこれは起爆剤になると。ならなくちゃいけない。本当に佐賀市が子どものためにこれだけのものをつくったとみんなが思うような部分、そして

また、病んでいる子どもたちがそこに行って癒やしになる部分、連れていく親も癒やしになる部分、そういうものを醸し出す、そこがあなたたちが言うにぎわい創出だとか、定住とかいろんな部分にかかわってくるじゃないですか。そういうところを、この合築の中であなたたちがどういうイメージをつくっているんだということを聞かせてください。

○田中保健福祉部長

江頭委員がおっしゃるとおり、そういうところを狙っていくべきだと思います。ただ、今回の場合は、若干そこに不足している部分はあるかと思えます。ただ、今回、一番に移転したのは、今手狭になっていることで利用者の方に利用しやすくというわけではありません。適宜必要である方がきちんと受けられるようにするためのスペース、設備をもう少し拡張、拡充する必要があるだろうということで今回移転をさせました。それともう一つは、やはり医師等の不足等もありまして、これを管理運営していく場合に、今後なかなか運営が難しくなる。そこも考えながら、医師会との協力を進めていくと。

ただし、そういう中で、我々はやはり、医療というのは受けやすくするだけではなくて、適宜必要なときに受けられるようにというですね、やはり保護者に対してとか、子ども、市民に対しても、そういう教育をしていく場は必要だと思っておりますので、医師会のほうとも話をしております、2階に会議室がありますので、その使わないときの利用として、市民の方、あるいは保護者たちを集めて講義を開くとか、あるいは何かのイベントをやると、そういうところは今回の合築の中でもやっていこうというふうに考えております。やはり皆さんが安心して、子育てとか、そういうところで頼れるような、診療所とはまた別の側面もできたらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○村岡委員

今、ちょっとほかの利活用みたいな話も出てきたのであれなんですけど、となると、地元に対してですね、議会に対しての説明とあわせて、適宜ずっと地元とも意見交換とかをされてきたかと思うんですけど、まず、この点についての意見交換というのができているのか、また、予算が出てからしか話ができないのであれば、いつぐらいを予定されているのか、また、その中に先ほど部長の答弁にあったような内容等も、要するに地元に対して、もちろん佐賀市民全員なんですけども、地元に対してという部分もそういう話をされていられるのかどうか、地元との関係とかという点についてはどうでしょうか。

○大城保健福祉部副理事兼健康づくり課長

赤松校区のほうには、議会に説明した後すぐに校区自治会長会に説明をして、赤松校区住民全体の説明会が必要だということであれば、さらに住民の説明会を開くということにしています。

今回の合築については、8月17日に全員協議会で説明をしましたので、その内容は、その後、何日後だったと思うんですけども、赤松校区の自治会長会に説明をしております。また、2月6日に赤松校区で住民説明会をしたんですけども、そのときに、まず看護

学校は、今現在も糖尿病教室とか、住民を集めているような健康の教室を開かれています。そういったこととは別に、高齢者に対する高齢者カフェとか、そういったのも新しく、赤松の跡地に来た場合は、住民が集まるような、そういったイベントというか、そういったものをやりたいというようなことで、そういった説明は住民説明会の中では行っておりません。

○重松委員長

よろしいですか。

委員の皆さんに申し上げますけども、いろいろとまだ御意見をお持ちだと思いますけども、この案件については、採決が来週ですから、再度委員間討議を行って、委員会としての方向性を見出していきたいと思っておりますので、とりあえずここで質疑を終結したいと思いますけど、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

じゃ、次に進みたいと思います。

以上で第73号議案の審査を終わります。

次に、第74号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第74号議案 平成28年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 説明

○重松委員長

ただいま執行部のほうから第74号議案の説明がございましたけども、この案件について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようでございますので、これで終結いたします。

以上で第74号議案の審査を終わります。

次に、第75号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第75号議案 平成28年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 説明

○重松委員長

ただいま執行部より第75号議案の説明がございましたけども、この案件について、委員の皆さんから何か御質疑等ございましたらお受けしたいと思いますけれども。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑もないようでございますので、これで質疑を終結いたします。

以上で保健福祉部に関する議案の審査を終了いたします。

保健福祉部の職員は退席いただいて結構でございます。どうもお疲れさまでした。

◎執行部入れかわり

○重松委員長

それでは、午前中の第13号報告の専決処分の件です。件数とかをお願いしていましたけれども、その件について御報告をお願いしたいと思います。

○藤田こども教育部長

こども教育部の専決事案の鍋島中学校の件で、保険の対象件数と、そして、ちょっと図面を今用意していますので、そのときの練習の状況を改めて説明させていただきたいと思っています。

○梅崎学事課長

件数ということでございましたけれども、平成20年度から保険に関して調べましたところ、こういった事例はございませんでした。

それと私の先ほどの説明が悪かったかなと思いますので、もう一回、図面で事故の状況を御説明したいと思います。

赤の点線でのところがフェンスになっております。周りですね。上の校舎のあるところが北側になります。今回のフリーバッティングにつきましては、南側から校舎のほうに向かって打っていたということで、先ほど申し上げませんでしたけれども、この左打ちの生徒ですけれども、結構力のあるお子さんらしくて、こちらのほうになかなか普通では出てこないということだったんですけども、この場所から打ったために、今回、ボールが出たということで、通常につきましては、右のほうに出ないように、ふだんは左側の校舎から西側のほうに向かってフリーバッティングをしているということで、そのときに、顧問の先生もいらっしゃったんですが、フリーバッティングを南側から打たせたことについて、その子の能力等を見て方向性をちゃんと指導していなかったということで、今回、対象になったものでございます。

○重松委員長

今、説明がございましたけれども、委員の皆さんからこの件について質問はないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、これで終わりたいと思います。

それでは、委員の皆様申し上げます。

本日審査いただいた付託案件で、現地視察を希望される方はいらっしゃいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、現地視察はなしということで確認いたします。

それでは、これで平成28年度の補正予算案の審査は終了しますけれども、次に決算審査の意見・提言ですが、意見・提言に若干の字句等の修正の確認がございますので、長くはかからないと思いますけれども、まずそれを行いたいと思いますので、今から資料を配付いたします。

◎追加資料配付

○重松委員長

それでは、9月7日の委員会においてまとめた決算議案での意見提言でございますけども、26日の委員会において附帯決議として採決した上で、9月30日の本会議において決議案を委員長名で提出する運びというふうになっております。

附帯決議の案文については、先日の案文から若干字句の整理をいたして、お手元にお配りしているような形でまとめております。

なお、先日まとめた意見提言を行う理由、背景については決議には記載せず、市長に送付する際に資料として添付することになっております。

内容等について御確認をいただき、字句等の修正がございましたら発言をお願いしたいと思います。

◎意見・提言対象案件に関する委員間協議

○重松委員長

それでは、このような内容で26日に附帯決議の採決を行いたいと思います。

そしたら、さっきの件について委員間協議はいつしますか。

(発言する者あり)

そしたら、研究会を先に終わらせましょうか。15分から研究会をしましょうか。

◎午後2時5分～午後4時15分 休憩

○重松委員長

それでは、委員間協議をしたいと思いますが、ある程度委員会としての方向性を示していきたいと思っております。

◎付託案件に関する委員間協議

○重松委員長

そしたら持ち帰ってですよ、これを入れてもらったらというような意見があれば、月曜日に出していただきたいとおもいます。

そしたら、これを持ちまして、委員間協議を終了したいと思います。

以上で本日の文教福祉委員会を終了いたします。

次の委員会は26日月曜日、午前9時じゃなくて、午前10時から開催いたします。

どうもお疲れさまでした。